

---

# その他の災害対策編

---

# 目 次

## その他の災害対策編

### 林野火災対策

|              |   |
|--------------|---|
| 第1節 災害予防計画   | 1 |
| 第2節 災害応急対策計画 | 3 |

### 雪害対策

|              |   |
|--------------|---|
| 第1節 災害予防計画   | 5 |
| 第2節 災害応急対策計画 | 6 |

### 原子力災害対策

#### 第1章 総則

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1節 計画作成の趣旨                      | 7  |
| 第2節 防災の基本方針                      | 9  |
| 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 10 |

#### 第2章 原子力災害に対する備え

|          |    |
|----------|----|
| 第1節 基本方針 | 12 |
|----------|----|

#### 第3章 災害応急対策計画

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1節 基本方針             | 13 |
| 第2節 情報の収集・連絡活動       | 14 |
| 第3節 活動体制             | 15 |
| 第4節 モニタリング活動         | 16 |
| 第5節 健康被害防止対策         | 17 |
| 第6節 住民等への的確な情報伝達     | 18 |
| 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動  | 19 |
| 第8節 緊急輸送活動           | 21 |
| 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等    | 22 |
| 第10節 村外からの避難者の受入れ活動  | 23 |
| 第4章 原子力災害からの復旧・復興    | 24 |
| 第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応 | 25 |

# その他災害対策編

## ◆林野火災対策

### 第1節 災害予防計画

本村における森林面積は8,103haで、村域の81.6%と広大な面積を占める。

また、山林火災の特殊性として、火災発生の発見や通報が遅れがちとなり、また消火作業も現場の地形、水利等極めて悪い条件で行わなければならない、大規模な林野火災に発展する可能性も少なくない。

このようなことから大切な森林資源と林野保全のため、予防対策に重点をおいた取り組みが必要である。

#### 第1 林野火災消防計画の確立

村は、関係機関・団体と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項について計画する。

計画の内容は、次のとおりとする。

- 1 特別警戒実施計画
  - (1) 特別警戒区域
  - (2) 特別警戒時期
  - (3) 特別警戒実施要領
- 2 消防計画
  - (1) 消防分担区域
  - (2) 出動計画
  - (3) 防ぎよ鎮圧要領
- 3 資機材整備計画
- 4 防災訓練の実施計画
- 5 啓発運動の推進計画

#### 第2 林野火災の予防計画

- 1 防火思想の普及
  - (1) 林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。
  - (2) 林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を

促進する。

(3) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとするものとする。

(4) 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

## 2 防災知識の普及活動、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及活動、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 3 林野の所有者（管理者）の管理上の指導

村は、林野火災予防に関し、林野の所有者（管理者）に次の事項を重点に指導するものとする。

(1) 火の後始末の徹底

(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保

(3) 防火線・防火樹帯の設置

(4) 火入れは、森林法に基づくほか消防機関への届け出及び連絡の徹底

(5) 火災多発期の見回り強化

## 4 林野火災対策用資機材の整備

村及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資機材などの整備に努めるものとする。

## 5 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備。

## 第2節 災害応急対策計画

林野火災は現場の地形、水利等極めて悪い条件で対応しなければならず、火災の状況、気象状況等と総合的に判断し、的確な消火活動を行う。

### 第1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

- 1 空気の乾燥や強風等気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。
- 2 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
- 3 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、吹流し、旗等消防信号による方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、地域防災情報システム等を通じ周知徹底する。

### 第2 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

- 1 県に対するヘリコプターによる偵察の要請（風水害対策編第3章第5節「ヘリコプター運用計画」参照）。
- 2 職員の災害現場への派遣。

### 第3 活動体制の確立

村は、関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- 1 災害現場に派遣された職員による状況報告。
- 2 県消防防災ヘリコプターの応援要請の実施。
- 3 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。
- 4 初期消火を実施するとともに、林野所有者（管理者）などに対し、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力するよう要請する。

### 第4 消火活動

村及び岳北消防本部は、消火活動の実施にあたっては林野火災の状況を的確に把握し、次の事項を検討して最善の対策を講ずる。

- 1 出動部隊の出動区域
- 2 出動順路と防御担当区域
- 3 携行する消防資機（器）材及びその他の器具
- 4 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- 5 応援部隊の集結場所及び誘導方法

- 6 応急防火線の設定
- 7 救急救援対策
- 8 住民等の避難
- 9 空中消火の要請

## 第5 広域応援要請

林野火災の消火活動には、多数の人員と機動力が必要である。火災の拡大に伴い、本村のみで対応できないと判断したときは、次の応援あるいは空中消火を要請する。

### 1 林野火災空中消火

長野県林野火災空中消火実施要領に基づく空中消火が必要な場合は、風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」に定めるとおり消防防災ヘリコプターの出動を県に要請する。

### 2 消防相互応援

「長野県消防相互応援協定」に基づく応援が必要な場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」により要請を行う。

### 3 自衛隊派遣

自衛隊の派遣を必要とするときは、県に要請する。

実施方法は、風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

## 第6 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から村民を守るための措置を講ずる。

村は、県の行った二次災害発生危険箇所の緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

# その他災害対策編

## ◆雪害対策

### 第1節 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び村民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

#### 第1 雪害に強い地域づくり

##### 1 雪害に強いむらづくり

- (1) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先にするため、幹線道路上における大規模な車両の滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (2) 雪害に強いむらの形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。
- (3) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (4) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において、道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (5) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

##### 2 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、除雪機械の整備を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、消・融雪機能（消雪パイプ、ロードヒーティング、流雪溝等）を備えた道路整備を促進する。特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

- (1) 村は、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

## 第2節 災害応急対策計画

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動等の実施について万全を期する。

### 第1 災害直前活動

#### 1 気象警報・注意報等の伝達活動

##### (1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、村・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

##### (2) 長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表については、風水害編第3章第1節を参照

#### 2 住民の避難誘導等

##### (1) 基本方針

村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

##### (2) 実施計画

ア 村は、住民等の避難が必要とされる場合には、避難情報を発令する。また、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

### 第2 除雪等の活動

除雪等の実施体制については、建設課において毎年策定される「木島平村除雪計画書」のとおりとする。

# その他災害対策編

## ◆原子力災害対策

### 第1章 総則

#### 第1節 計画作成の趣旨

##### 第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、村、県、防災関係機関、原子力事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

##### 第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

##### 第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、木島平村防災会議が作成する「木島平村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

##### 第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、

その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

## 第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、新潟県に所在する柏崎刈羽原子力発電所までの直線距離は、木島平村役場からは約 6.5 km の位置にあり、「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径 5 km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね 30 km 圏内）」に本村の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域よりも広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

## **第2節 防災の基本方針**

県や、近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、村民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

#### 4 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 村及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。（県・村）
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。（村）
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。（県・村）
- (7) 健康被害の防止に関すること。（県・村）
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。（県・村）
- (9) 農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。（県・村）
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。（県・村）
- (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）
- (12) 汚染物質の除去等に関すること。（県・村）
- (13) その他原子力防災に関すること。（県・村）

#### 2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。

- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
- (8) 汚染物質の除去に関する事。

## 第2章 原子力災害に対する備え

### 第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場所等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

#### 第1 モニタリング

村は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

#### 第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 1 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- 2 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

#### 第3 健康被害の防止

村は、県と連携し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

#### 第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、県及び原子力事業者と連携し、村民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること。
- 3 放射線防護に関すること。
- 4 県等が講じる対策の内容に関すること。
- 5 屋内退避、避難に関すること。
- 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

#### 第5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、村はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

## **第2節 情報の収集・連絡活動**

### **第1 情報の収集及び連絡体制の整備**

- 1 新潟県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、村は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- 2 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合は、村及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村及び県が行う応急対策について協議する。
- 3 村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- 4 村は、東京電力ホールディングス株等との通報連絡体制の整備に努める。

### **第2 通信手段の確保**

村は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

## 第3節 活動体制

### 第1 村の活動体制

#### 1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
- (2) その他村長が必要と認めたとき

#### 2 災害対策本部の設置基準

- (1) 原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき
- (2) その他村長が必要と認めたとき

### 第2 専門家等の派遣要請

村は、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて専門家の派遣、又は原子力事業者に連絡窓口のための職員の派遣を要請する。

### 第3 防災業務関係者の安全確保

#### 1 防護対策

- (1) 本部長（村長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 本部長（村長）は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。

#### 2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。
  - ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
  - イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。
- (2) 村は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

## **第4節 モニタリング活動**

### **第1 災害時のモニタリング**

村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

### **第2 放射能濃度の測定**

村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

## **第5節 健康被害防止対策**

村及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

## **第6節 住民等への的確な情報伝達**

### **第1 住民等への情報伝達活動**

- 1 村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県、国及び原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
- 2 村は、住民等への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

### **第2 住民等からの問い合わせに対する対応**

村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

## 第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 第1 屋内退避及び避難誘導

- 1 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で避難指示を発令する。
  - (1) ラジオ、テレビ、新聞などの報道機関を通じた情報提供
  - (2) 警察署等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
  - (3) 広報車等による広報活動
  - (4) 村の情報通信施設、LINE、メール等による広報活動
  - (5) 村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
  - (6) 電気・ガス・通信事業者等、各種団体の協力による広報活動
  - (7) インターネット、ホームページを活用した情報提供
- 2 村長は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示を発令する。
  - (1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
  - (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
  - (3) 退避・避難のための立退きの避難指示を発令した場合は、警察、消防機関等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
  - (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、「原子力災害対策指針（最新改訂日 令和4年7月6日）で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

| 基準の概要   | 初期設定値*1                               | 防護措置の概要  |
|---|---------------------------------------|--|
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準                     | 500 $\mu$ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2） | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）      |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準 | 20 $\mu$ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）    | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 |

- \*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合は改定される。
- \*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- \*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により植生汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地区の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- \*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## 第2 広域避難活動

- 1 村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- 2 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- 3 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

## 第3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

村は、屋内退避又は避難情報を発令した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するとともに、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。

## **第8節 緊急輸送活動**

村は、県、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

## 第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

### 第1 飲料水、飲食物の摂取制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

### 第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

食品中の放射性物質に係る基準値

| 食品群   | 放射性セシウム（ベクレル/kg） |
|-------|------------------|
| 飲料水   | 10               |
| 牛乳    | 50               |
| 乳児用食品 | 50               |
| 一般食品  | 100              |

※基準値は平常時の基準値（平成24年3月15日厚生労働省通知より）

| 対象                         | 放射性ヨウ素（ベクレル/kg） |
|----------------------------|-----------------|
| 飲料水                        | 300             |
| 牛乳・乳製品                     |                 |
| 野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他 | 2,000           |

（「原子力災害対策指針」令和3年7月21日）より）

## **第10節 村外からの避難者の受入れ活動**

### **第1 避難者の受入れ**

#### 1 緊急的な一時受入れ

村は、県及び村境を越えて避難する者が発生した市町村等（以下「避難元地方公共団体」という。）と連携し、必要に応じて村の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、災害時要援護者及びその家族を優先する。

#### 2 短期的な避難者の受入れ

村は、県及び避難元地方公共団体と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

(1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。

(2) (1)による受入れが困難な場合、村内の宿泊施設等を村が借り上げて、避難所とする。

#### (3) 中期的な避難者の受入れ

村は、県及び避難元地方公共団体と連携し、必要に応じて次の対応に努める。

ア 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。

イ 長期的に本村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

### **第2 避難者の生活支援及び情報提供**

村は、避難元市町村等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報・村等からの支援に関する情報を提供する。

## 第4章 原子力災害からの復旧・復興

### 第1 放射性物質による汚染の除去等

村は、県と連携し、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

### 第2 その他災害後の対応

- 1 村は、県と連携し、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- 2 村は、県と連携し、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- 3 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- 4 村は、県と連携し、村民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

## 第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、その対応については「第2章 原子力災害に対する備え」「第3章 原子力災害応急対策」「第4章 原子力災害からの復旧・復興」を準用する。